

## 答 申

### 第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書公開決定及び公文書部分公開決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書の公開請求

請求者は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成17年11月21日付けで、実施機関に対し、「〇〇市（旧〇〇町を含む）内でゴルフ場内及びその周辺を残土等で改変する工事（前駆工事を含む）に関して、本庁及び出先機関が作成もしくは取得した文書の一切（ただし、2004年3月31日以前のもの）」の公開を請求した。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、基盤整備部河川課（現在の県土整備部河川課）及び岐阜建設事務所（現在の岐阜土木事務所）が保有する、特定法人が〇〇市内で経営する特定ゴルフ場の改変工事に関する公文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定した上で、平成17年12月16日に、特定法人に対して、特定法人の印影の公開について条例第14条第1項の規定による第三者からの意見聴取を行い、同日公開しても支障を生じない旨の回答を口頭で得た。

実施機関は、平成18年1月4日付け河第826号及び岐建設第1003号で公文書公開決定を、河第826号の2及び岐建設第1004号で公文書部分公開決定（以下これらを「本件処分」という。）を行い、請求者に通知した（公開しようとする公文書及び公開する部分は、別表のとおり。）。

また、特定法人から意見聴取した内容以外の情報の公開について、反対の意思表示があったため、当該法人に対し、当該法人に係る情報を公開することとした旨の通知及び本件処分に対し不服申立てをすることができる旨等の教示を、平成18年1月5日付けで岐阜地域振興局より書面にて行った。

#### 3 異議申立て

特定法人（以下「異議申立人」という。）は、本件処分を不服として、平成18年1月18日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

実施機関は、平成18年1月20日付けで、その職権により、本件異議申立てに係る決定をするまでの間、公開の実施を停止することとし、異議申立人及び請求者に通知した。

また、請求者（以下「参加人」という。）より、平成18年2月12日付けで、本件異議申立ての利害関係人として審理手続に参加したい旨の申請があったため、実施機関は、平成18年2月22日付けで参加することを許可した。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

残土処分による改変工事の場所（以下「場所情報」という。）について、公開することとした本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、補正書及び意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分により、改変工事の場所が特定されることは、その同一場所で改変工事請負業者が行った産業廃棄物の不法投棄現場が特定されることに繋がり、このため同所に第三者による新たな不法投棄が誘発される可能性があり、これにより捜査機関からの現場保存の要請に応えられなくなるおそれがある。
- (2) 本件処分による場所情報の公開が、周辺住民等に産業廃棄物の不法投棄の検証の機会を与える趣旨であるとの実施機関の主張については異存はない。しかし、当該現場を実施機関職員等が定期的に視察し、工事請負業者を指導していたにも関わらず、当該業者の不法投棄を発見できなかった事実を鑑みると、場所情報の公開により一般人である周辺住民らの監視が強化されたとしても、同所に新たな不法投棄が発生しないとは考えられない。また、現場保存は土地所有者かつ施工主である異議申立人の義務であるとしても、場所情報の公開により本件現場に新たに不法投棄が行われた場合までは責任を負いかねる。

### 第4 実施機関の主張

実施機関が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

#### 1 本件事案の概要について

本件対象のゴルフ場改変工事場所及び周辺地においては、平成3年度より「ゴルフ場の環境管理に関する指導要綱（平成2年7月10日公示）」及び「岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則（平成12年岐阜県規則第75号）」の規定に基づき、擁壁及び排水に関する指導を行ってきたが、平成14年度に入り、平成3年度の指導内容の履行として、必要以上の開発行為、農業振興地域内での農地の一時転用や森林の無断開発等が工事請負業者により行われていたものである。このため、各関係機関の連携のもと、当該行為の見直し及び中止、適正な手続の実施等再三指導を行うとともに、定期的な立入調査による監視・指導が行われていたものである。

実施機関においても、同指導要綱第8条の規定に基づき、平成4年に土木部長よりゴルフ場事業者に出された「ゴルフ場の防災に関する改善通知」等により、当該ゴルフ場の排水処理の適正化のため、再三指導を行ってきたところである。

#### 2 本件対象公文書について

対象となった公文書は、1に記載する指導において各関係部局が取得又は作成した文書であり、異議申立人の経営するゴルフ場の防災に関する改善通知文書、コース改変協議に係る文書、農業振興地域の指定除外・農地の転用に係る文書及び林地開発に係る文

書並びにこれらに関し現地機関等が行った事業者との打合せ・指導内容が記録された文書及び現地調査の復命書等が含まれている。

### 3 本件処分について

実施機関が本件処分を行った理由は、次のとおりである。

#### (1) 条例第6条第1号（個人情報）の該当性について

対象公文書中には、各法人事業者の従業員の氏名・役職、警察署の警部補以下の職員の職氏名、個人が識別できる写真、盛土工事に関し申立てを行った個人の氏名等が記載されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当するとして非公開とした。

しかし、法人事業者の役員の氏名、県議会議員の氏名及び登記簿に記載された土地所有者の氏名については、公表が予定されている個人情報であり、本号ただし書イに該当すると判断し、公開とした。

#### (2) 条例第6条第3号（事業活動情報）の該当性について

異議申立書によると、異議申立人は、「残土処分による改変工事の場所」に関する情報の非公開を求めている。当該情報は、ゴルフ場改変工事地内での産業廃棄物の不適正処理現場の情報でもあり、その場所を明らかにすることにより、異議申立人が行為者でないとしても、異議申立人が施工主として当該地域において社会的評価・信用が損なわれ、今後の事業活動に支障が生じる可能性があることも考えられる。

しかし、本件の不適正処理現場に関しては、県不適正処理対策室（当時）が「〇〇市内のゴルフ場において産業廃棄物の不法投棄が行われた」との情報について記者発表を行っており、既に一部新聞紙面には行為者名を挙げ、行為者の逮捕との記述とともに掲載されたところである。これは、不適正処理がその現場の周辺住民等の健康や生活上の利益に直接影響を及ぼす危険性があることから、県民に対する行政の説明責任を果たし、その処理状況等に関する情報は周辺住民等が検証できるように広く情報の公開を行う必要があるとの考えから公表されたものである。

通常、不法投棄の場所が判明して住民の監視の目がより強くなれば、公開された場所に対し、これ以上の不法投棄が行われるとは考えがたく、異議申立人が主張するような「別の不法投棄を誘発する」事態が生ずるとは認められない。

また、異議申立人が主張する「捜査機関からの現場保存の要請に答えられなくなるおそれ」についても、施工主である異議申立人の責任において行うべきものであり、場所を公開することにより現場を保存することが困難になるというような理由は特段認められない。

よって、異議申立人の施工主としての責任を考えれば、場所を公開することにより、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められない。

異議申立人から提出されたゴルフ場コース改変協議書には、改変の大まかな内容、改変場所の図面、地形図上に描かれた残土の埋立て形状等の情報があるが、これらは計画の概略を示す情報であり、詳細な工程、ノウハウ、資金管理等の事業者の営業秘密となるものではないから、公開することとした。

異議申立人からの事業の将来計画に係る質問・相談時の資料には、計画の概要及び現場の見取図があり、これらは正式なコース改変協議ではなく、任意で相談を受けた

ものであるが、その情報の内容は、計画の概略に過ぎず、公開することとした。

現地機関合同の改変場所の現地調査復命書に記載された異議申立人や工事請負業者らへの指導事項は、県からの行政指導事項であるが、事業者側の対応方針も記載しており、公開しても事業者の不利益にならない。なお、工事請負業者については、不法投棄をしていたことから、現場での状況は保護する正当な利益に該当しない。

産業廃棄物最終処分場（安定型）に係る土地開発事前協議申出書は正式な協議ではなく、その前段階で内容確認のために提出されたものであり、事業の概要及び現場の概要図がある。しかし、この計画は既に中断されており、公開しても事業者の競争上の地位その他正当な利益を損なうとは認められない。

以上により、非公開事由に該当する部分以外を公開決定及び部分公開決定により公開したとしても、異議申立人の事業活動に何ら支障はなく、本件処分は妥当である。

## 第5 参加人の主張

参加人が意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

実施機関が、ゴルフ場開発関係文書非公開処分取消訴訟の名古屋高等裁判所判決（平成16年（行コ）第21号）の趣旨に立脚して、本件各情報を公開するとした理由は、至極正当なものである。

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件公文書について

本件対象公文書は、異議申立人が〇〇市内で経営する特定ゴルフ場及びその周辺地において行われた改変工事に関し、実施機関が平成16年3月31日までに作成・取得した公文書である。主な対象公文書として、ゴルフ場の防災に関する改善通知文書、コース改変協議に係る文書、農業振興地域の指定除外・農地の転用及び林地開発に係る情報が記載された文書並びにこれらに関し現地機関等が行った事業者との打合せ・指導内容が記録された文書及び現地調査の復命書等がある。

これらの文書は、「ゴルフ場の環境管理に関する指導要綱」、「岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則」等の規定に基づき、県が異議申立人その他の事業者を指導する過程で作成・取得されたものであり、県の関係部署で情報共有のために多くの文書がそれぞれ保管されていたことが確認できる。

本件対象公文書のうち異議申立人が本件処分により公開されることにつき取消しを求めている「場所情報」の内容は、次のものがある。

#### ①改変工事場所を直接的に示す情報

改変工事場所の所在地番、改変工事場所の位置を示す図面（地図、計画図等）、改変工事現場を撮影した写真

#### ②改変工事場所を間接的に示す情報

県が異議申立人に対し改善を指導したゴルフ場のホール番号、改変工事隣接地の保安林の位置、改変工事隣接地の農地転用申請のあった場所

## 2 本件処分に係る具体的な判断について

異議申立人は、「残土処分による改変工事の場所に関する情報」を公開することが法人としての競争上の地位その他正当な利益を侵害するとして、場所情報が条例第6条第3号の非公開情報に該当する旨主張していると考えられるので、本件公文書における同条第3号の該当性について、以下のとおり判断する。

### (1) 条例第6条第3号該当性について

#### ア 条例第6条第3号の趣旨

条例第6条第3号本文は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障する趣旨から、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報については公開しないことを定めたものであり、解釈運用基準によれば、以下の情報をいうとされている。

- ① 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術、営業、販売等に関する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれのあるもの
- ② 経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれのあるもの
- ③ その他公開することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的評価、信用が損なわれ、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれのあるもの  
なお、法人等の事業活動に関する情報について、事業活動として保護する必要性と公開することによって実現される人の生命、健康、生活又は財産の保護といった公共の利益の保護とを総合的に勘案した上で、公共の利益を優先させる必要がある場合には、その情報は公開しなければならないと定められている。

#### イ 条例第6条第3号該当性について

異議申立人は、「残土処分による改変工事の場所に関する情報」の非公開を求めている。当該情報は、異議申立人が施工主となったゴルフ場改変工事に関する情報であり、異議申立人のゴルフ場経営に関わる情報であって、いずれも本号に規定する法人の事業に関する情報と認められる。

しかし、当該情報を公開することにより、残土処分による改変工事を行う場所が特定されたとしても、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を損なうとは認められず、また、異議申立人からもこの点について、正当な利益を損なうことについての具体的な主張がなされておらず、非公開とする理由は認められない。

一般に、ゴルフ場の改変を行う場合は、森林の伐採や土砂の切り盛りが行われるため、その工事が適正に行われない場合、崩落等災害の発生するおそれもあり、工事内容は周辺住民にとっては重大な関心事であって、事業者側は自ら十分な情報を提供し、理解を得ることが求められるところ、本件工事は、県土木部長（当時）から、ゴルフ場の擁壁崩落のおそれや排水の処理に問題があるとして改善を指導されたことに対応するために行われたものであり、その工事の内容が適正に行われたことを住民が確認するためにも公開する公益性があると認められる。

また、本件工事現場の情報は、工事請負業者による産業廃棄物の不適正処理が行

われていた不法投棄現場としての情報でもある。

これについては、その場所を明らかにすることにより、異議申立人が直接の行為者でないとしても、工事請負業者に工事を発注した施工主として社会的評価・信用が損なわれ、今後の事業活動に支障が生じる可能性も考えられる。

しかし、廃棄物の不適正管理に係る情報は、不法投棄が現場周辺住民等の健康や生活上の利益に直接影響を及ぼす危険性があることから、県民に対する行政の説明責任を果たすために公開することの公益性・必要性が大きい情報であり、現に本件の不適正処理現場に関しては、県不適正処理対策室（当時）が「〇〇市内のゴルフ場において産業廃棄物の不法投棄が行われた」との情報を記者発表している。

土地の所有者、占有者及び管理者に対しては、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例により、土地において廃棄物の不適正処理が行われないよう適正な管理をすることについて努力義務が課せられているのであり（第13条第1項）、さらに、本件不法投棄は、異議申立人から改変工事を受注した工事業者が行っていたものであることから、異議申立人には、土地を管理する者としての責任とともに、工事発注者としての責任も認められるものである。

なお、平成18年2月に岐阜県警が実施した当該不法投棄現場の検証の状況は、一部新聞において異議申立人の経営するゴルフ場の名称及び所在地の大字名とともに報道されており、現時点においては、外形的に判明する事実と併せて、不法投棄現場に係る場所を特定することは容易になっており、公にされている情報であるともいえるものである。

異議申立人は、場所情報の公開により、新たな不法投棄の誘発を危惧する旨の主張をしている。しかし、通常、不法投棄は人目につかないところで行われるものであり、不法投棄の事実が判明して住民の監視の目がより強くなった場所であれば、常に見られているということが不法投棄をしようとする者に対しての抑止力となるものであり、公開された場所にこれ以上の不法投棄が行われるとは具体的に想定できない。今回の事案のように警察の捜査が行われている場所であればなおさらである。捜査機関からの現場保存の要請に対しては、本件においては異議申立人が現場への立入禁止をする等の措置をとり、定期的に現場確認を行う等の通常の管理義務を果たすことにより応えるべきものであり、新たな不法投棄が具体的に想定できない状況にあっては、これをもって非公開とする理由にはならない。

以上から、場所情報を公開することにより、異議申立人に何らかの不利益があるとしても、異議申立人の施工主及び土地を管理する者としての責任を考慮すると、それは受忍すべき範囲のものであり、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとまでは認められない。よって、本件場所情報は本号に該当せず、公開とすべきである。

### 3 その他実施機関の主張

実施機関は、場所情報以外の情報についても縷々主張をしているが、異議申立人は、場所情報が公開されることをもって公開決定等の取消しを求めていることから、場所情報の公開が正当である以上公開決定等の取消しの必要はなく、その他の情報についてはあえて判断をするまでもない。

## 第7 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成18年1月31日	・ 諮問を受けた。
平成18年2月16日	・ 実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成18年3月7日 (第70回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成18年3月9日	・ 異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成18年3月27日	・ 異議申立人から公開決定等理由説明書に対する意見書を受領した。
平成18年3月28日	・ 実施機関に公開決定等理由説明書に対する意見書を送付した。 ・ 参加人に公開決定等理由説明書及び公開決定等理由説明書に対する意見書を送付した。
平成18年4月21日	・ 参加人より公開決定等理由説明書及び異議申立人の意見書に対する意見書を受領した。 ・ 実施機関に参加人からの意見書を送付した。
平成18年5月15日 (第71回審査会)	・ 実施機関から口頭意見陳述を受けた。 ・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	蒲 修	特定非営利活動法人 岐阜県青年のつどい協議会理事長	
	羽田野晴雄	税理士	
会 長	森川 幸江	弁護士	
	山田 洋一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

(五十音順)

別表 公開しようとする公文書及び公開する部分一覧

○河川課分

河第826号による公開決定分

番号	公文書名	公開する部分
1	特定ゴルフ場の改善計画に対する打ち合せ会議の開催について（通知）	・特定ゴルフ場に係る打ち合せ会議の開催通知

河第826号の2による部分公開決定分

番号	公文書名	公開する部分
1	特定ゴルフ場の改善計画に係る関係機関の打ち合わせ	・土地対策室主催の会議資料

○岐阜建設事務所分

岐建設第1003号による公開決定分

番号	公文書名	公開する部分
1	特定ゴルフ場改善工事について	・工事請負業者作成資料についての相談
2	特定ゴルフ場改修工事について	・打ち合せ資料、特定ゴルフ場経緯資料及び改修計画資料 ・土木部長の改善指導に対する特定ゴルフ場の改善計画書
3	特定ゴルフ場に係る関係機関打ち合わせ会議	・県関係機関打ち合わせ会議結果
4	特定ゴルフ場に係る改善計画の提出説明	・事業者からの説明に関する議事録
5	特定ゴルフ場改修工事説明申請書	・〇〇町からの進達書 ・H14.6の事業者からの改修工事説明申請書（工事計画図面、擁壁工の安定計算書等）
6	ゴルフ場の防災に関する改善について（回答）	・H14.6の改修工事説明申請書に対する回答（指示文書） ・〇〇町への通知書
7	特定ゴルフ場に係る関係機関打ち合わせ会議	・担当者会議資料及び復命書
8	特定ゴルフ場に係る関係機関打ち合わせ会議	・会議資料
9	特定ゴルフ場に係る関係機関打ち合わせ会議	・会議資料
10	作業道中止の現地調査計画	・関係機関による現地調査計画
11	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・特定ゴルフ場の改変工事現地調査の結果 ・地域振興局環境課への連絡事項
12	岐阜地域土地対策連絡会議メンバーあて照会文書	・特定ゴルフ場からの残土処分場建設に係る規制の問い合わせに係る地域振興局振興課からの照会への回答
13	廃棄物処理業者の産廃処分場計画について（照会回答）	・廃棄物処理業者の産廃処分場計画についての照会及び回答
14	循環型リサイクル施設安定型最終処分場建設事業について	・回答取りまとめ資料
15	特定ゴルフ場のコース改変協議書類の提出について	・設計事務所から提出されたコース改変協議書 ・土砂置き場計画書写し
16	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・現場の状況 ・事業者への指導事項
17	ゴルフ場改変協議に係る意見について	・地域振興局からのゴルフ場コース改変協議に係る照会及び回答
18	ゴルフ場改変協議の結果について	・ゴルフ場コース改変協議の結果について地域振興局からの通知文書（回答取りまとめ文書）
19	コース改変協議工事の現地調査計画	・関係機関による現地調査計画
20	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・一時転用農地及び残土置き場設置工事の状況の調査結果
21	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・作業道、保安林、一時転用農地の状況の調査結果



22	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・一時転用農地及び残土置き場設置工事の状況を調査、搬入残土撤去を指示
23	特定ゴルフ場の残土置き場の将来計画（2次計画）について	・設計事務所から第2次計画における農振除外に関する問い合わせ
24	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・一時転用農地及び保安林等の状況についての調査結果 ・事業者への指導内容
25	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・作業道、保安林、一時転用農地の状況の調査結果
26	特定ゴルフ場に係るコース改変協議工事の現地調査計画	・関係機関による定期現地調査計画
27	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・作業道、保安林、一時転用農地の状況の調査結果 ・事業者に対する指導内容
28	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・作業道、保安林、一時転用農地等の状況の調査結果 ・事業者に対する指導内容
29	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・作業道、保安林、一時転用農地等の状況の調査結果 ・事業者に対する指導内容
30	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・作業道、保安林、一時転用農地等の状況の調査結果 ・事業者に対する指導内容
31	特定ゴルフ場に係るコース改変協議工事の現地調査計画	・関係機関による現地調査計画
32	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・作業道、保安林、一時転用農地等の状況の調査結果 ・事業者に対する指導内容
33	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・作業道、保安林、一時転用農地等の状況の調査結果
34	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・作業道、保安林、一時転用農地等の状況の調査結果
35	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・作業道、保安林、一時転用農地等の状況の調査結果
36	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・作業道、保安林、一時転用農地等の状況の調査結果 ・事業者に対する指導内容
37	特定ゴルフ場に係るコース改変協議工事の現地調査計画	・関係機関による現地調査計画
38	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・作業道、保安林、一時転用農地等の状況の調査結果 ・事業者に対する指導内容
39	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・作業道、保安林、一時転用農地等の状況の調査結果
40	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・作業道、保安林、一時転用農地等の状況の調査結果 ・事業者に対する指導内容
41	〇〇市における土地開発計画事前協議結果	・〇〇市で行われた土地開発計画事前協議の結果回答書
42	関係機関による現地調査結果報告	・作業道、保安林、一時転用農地等の状況の調査結果 ・事業者に対する指導内容

岐建設第1004号による部分公開決定分

番号	公文書名	公開する部分
1	特定ゴルフ場改善工事の実施に係る打ち合わせについて	・工事請負業者と〇〇町が特定ゴルフ場改善工事の実施に係る打ち合わせ内容の確認をした資料
2	特定ゴルフ場に係る関係機関打ち合わせ会議結果	・関係機関による打ち合わせ会議録
3	特定ゴルフ場改修工事の進行について	・特定ゴルフ場改修工事の進行についての事業者からの要望
4	特定ゴルフ場に対する対応方針（案）	・苦情・要望に対する対応及び改修工事に対する指導方針についての資料
5	指示文書の郵送記録	・配達証明郵便での送付記録及び事業者の受け取り拒否の記録
6	特定ゴルフ場の改善計画に係る関係機関の打ち合わせ	・土地対策室主催の会議資料及び復命書
7	特定ゴルフ場に係る改善計画の提出説明	・作業道開設工事現地調査結果及び事業者とのやり取り（現地の状況確認及び工事中止指導）
8	特定ゴルフ場事業者に対する文書指導について	・特定ゴルフ場に関する形質変更工事の中止指導文書

9	特定ゴルフ場等に係る関係機関打ち合わせ会議	・会議資料
10	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・作業道、保安林、一時転用農地等の状況の調査結果 ・事業者に対する指導内容
11	特定ゴルフ場に対するコンサルタント業務について	・設計事務所から、関係機関との協議結果報告の確認依頼
12	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・作業道、保安林、一時転用農地の状況の調査結果
13	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・作業道、保安林、一時転用農地等の状況の調査結果 ・事業者に対する指導内容
14	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・作業道、保安林、一時転用農地等の状況の調査結果 ・事業者に対する指導内容
15	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・作業道、保安林、一時転用農地等の状況の調査結果 ・事業者に対する指導内容
16	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・作業道、保安林、一時転用農地等の状況の調査結果 ・事業者に対する指導内容
17	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・作業道、保安林、一時転用農地等の状況の調査結果 ・事業者に対する指導内容
18	特定ゴルフ場に係る関係機関打ち合わせ会議結果	・関係機関による打ち合わせ会議資料と会議内容